



平成 20 年 12 月 19 日

会 社 名 協和発酵キリン株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 譲
(コード番号：4151 東証第一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
久我 哲郎
(TEL 03-3282-0009)

公正取引委員会からの指摘と今後の対応について

平成 20 年 12 月 19 日付で、公正取引委員会から公表されておりますとおり、キリンファーマ株式会社と協和発酵工業株式会社との間の平成 20 年 10 月 1 日付の合併を柱とするキリングroupと協和発酵groupとの事業統合の一環として、キリンホールディングス株式会社（以下「キリンホールディングス」といいます。）が当社（当社は、当該吸収合併の際に、協和発酵工業株式会社から協和発酵キリン株式会社に商号変更しています。）の株式を段階的に 50%を超えて取得したことについて、当社は、公正取引委員会から遺伝子組換え型ヒト顆粒球コロニー形成刺激因子製剤（以下「G-CSF」といいます。）に係る取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある旨の競争上の懸念を指摘されました。このような競争上の懸念の指摘に対し、当社は、当社が製造・販売している G-CSF のうち、ノイアップ^(注) 固有の研究開発及びノイアップの製造販売に係る権利等（薬事法上の製造販売承認取得者の地位を含みます。）を第三者たる製薬会社に可能な限り速やかに譲渡、利用許諾等を行うことを含む問題解消措置を公正取引委員会に対して申し出たところ、かかる問題解消措置が確実に履行されるのであれば、上記の株式の取得を含むキリングroupとの一連の事業統合について、G-CSF に係る取引分野における競争を実質的に制限することとはならない旨のご判断を公正取引委員会よりいただきましたので、お知らせいたします。

当社は、競争上の懸念の指摘を受けたことを真摯に受け止めるとともに、上記の問題解消措置を確実に履行して参ります。

今後とも、当社は公正な競争の維持に努めて参ります。

なお、公正取引委員会からは、G-CSF に関するもの以外の取引分野に関しては、キリンホールディングスによる当社の株式の 50%超の取得及び今後順次行われる予定のキリングroupと協和発酵キリングroupとの事業統合や連携により、競争を実質的に制限することとはならないとのご判断をいただいております。

以上

(注)「ノイアップ」は、当社が製造・販売している「ノイアップ[®]注 25」、「ノイアップ[®]注 50」、「ノイアップ[®]注 100」及び「ノイアップ[®]注 250」を指します。